

拠出金徴収キャッシュレス決済導入業務仕様書

令和5年8月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

1. 調達件名

拠出金徴収キャッシュレス決済導入業務

2. 業務目的

現在、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)による拠出金徴収においては、納付書による払込みが一般的であるが、今般、納付手段を拡大し納付義務者の利便性の向上を図るとともに、決済代行業務の円滑実施が見込める受注者を選考し、職員による収納業務の効率化を推進しようとするものである。

3. 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

なお、サービスの利用期間は令和5年10月1日から令和11年3月31日までとする。

また、受注者は、サービスの導入にあたり PMDA 担当者と調整を行うこととし、サービス利用期間までにサービスが利用できるようにすること。

契約期間満了後も、そのまま利用することを PMDA が申し出た場合、継続して利用可能とすること。なお、継続利用を可能とするための手続等については契約後 PMDA と調整すること。

4. 業務内容

(1) キャッシュレス決済プラットフォームの提供

- ① 拠出金徴収にあたり、キャッシュレス決済プラットフォームは、以下のいずれの決済手段にも対応しており、納付義務者が当該プラットフォームにおいて決済手段を選択できること。

A Pay-easy 決済

三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行の 4 銀行

その他受注者の提案による

※支払いの上限として99,999,999 円以上対応可能であること

※Pay-easy 決済の上限に係る要件に関して、全ての条件下(全銀行等)において満たす必要はなく、特定の条件下(特定の銀行や、ATM またはインターネットバンキング等の特定の振込方法等)において(すなわち決済代行サービスの仕様として)要件を満たしていれば問題ない

B コンビニ決済

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップのうち3社以上

その他受注者の提案による

※支払いの上限として 299,999 円以上対応可能であること

② キャッシュレス決済プラットフォームが有しておくべき機能は以下のとおり。

1. 共通

いずれの決済手段においても、入金が完了した時点で入金完了通知メールを発行し、納付者に入金が完了したことを通知できるか、または決済が完了したことを PMDA に WebAPI 等で電子的に通知できること、もしくはその両方ができること。また、納付ごとに一意に識別できる番号(複合キー可)が指定でき、当該番号で支払い期限の設定や、プラットフォームを利用して(WebAPIで)入金確認ができること。また、キャッシュレス決済手段受注者から PMDA の口座にまとめて入金することとなるが、その内訳については WebAPI もしくは管理機能等によりダウンロードする CSV などにより確認できるようにすること。

また、当該プラットフォームはインターネット上で公開しているサービスであり、管理機能を除くユーザ側が利用する機能については基本的に制限なくアクセス可能とすること。

2. Pay-easy 決済およびコンビニ決済

当該プラットフォームでは払い込みをするための番号を発番しユーザ側が確認できるプラットフォームを提供すること

③ PMDA の指定口座への入金は、徴収した拠出金等を月1回以上の入金日に、拠出金の種別ごと(副作用拠出金、感染拠出金、安全対策等拠出金)に PMDA が指定する口

座に入金すること。なお、入金日及び指定の入金口座は本件契約の締結後に協議のうえ決定する。

- ④ 決済手数料の支払いは、決済代行業者との契約により取り決めた決済手数料を、月1回以上の支払日に、決済代行業者からの請求に基づき支払うものとし、③の徴収した金額と決済手数料との相殺は行わない。なお、支払日及び拠出金種別ごと等の請求先の区分は本件契約の締結後に協議のうえ決定する。

(2) 拠出金徴収明細データ管理システムの提供

- ① 決済代行業者は、PMDA が指定する拠出金の種別ごと、利用したキャッシュレス決済手段ごとに、徴収件数及び徴収金額を月ごとに集計したデータを提供すること。また、当該データには「納付ごとに一意に識別できる番号」も含めること。

なお、集計データの項目及び提供方法については、管理画面を通して PMDA 職員がダウンロードする方法や、本受注者よりメール等にて送付するなど想定されるが、本件契約の締結後に協議のうえ決定する。

(3) 操作マニュアルの作成、操作研修等窓口への導入支援

- ① 受注者は、別途予定される調達に関連して、決済代行サービスに係る設定及び操作方法に関するマニュアルを必要に応じて作成し、文書データ等により提供すること。
- ② 受注者は、PMDA 職員が決済代行サービスの設定および操作が容易になるように、設定及び操作方法の研修を実施すること。なお、研修の規模については 10 名程度で PMDA 内に限定して 1 回実施することを想定しているが、研修内容は、本件契約の締結後に協議のうえ決定する。

(4) システム開発支援の提供

- ① 決済の指示は画面で行う場合のほか、別途 PMDA が保有するシステムから WebAPI を通して決済の指示を行うこととなるため、WebAPI に関する仕様書を PMDA が委託するシステム開発業者もしくは運用支援業者(以下、外部委託業者という)に提供可能とするとともに、WebAPI 等の使用方法等に関する PMDA または外

部委託業者からの問い合わせについて対応すること。問い合わせ方法等については本件契約の締結後に協議のうえ決定する。

5. 疑義の解決

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、PMDA と受注者との間で誠意をもって話し合い、疑義の解決に努めるものとする。

6. その他の留意事項

(1) 契約の要領

「4 業務内容」に関して、単一の契約で要件を満たすことが難しい場合、複数の契約とすることも差し支えない。

(2) 支払内容の確認について

支払いは毎月の利用実績に応じて支払うこととし、請求書発行時または事前に請求内容の内訳を明示すること。

7. キャッシュレス決済対象歳入科目の推定件数

キャッシュレス決済対象歳入科目の推定件数は以下のとおり。

		副作用	感染	安全	
令和5 年度 (第4 中期終 わり)	ペイジー 決済	30,000 円未満	3	3	3
		ゆうちょ銀行かつ 30,000 円以上 50,000 円未満	1	1	1
		ゆうちょ銀行かつ 50,000 円以上	1	1	1
		合計	5	5	5
	コンビニ 決済	3,000 円未満	1	1	1
		3,000 円～10,000 円未満	1	1	1
		10,000 円～30,000 円未満	1	1	1
		30,000 円～100,000 円未満	1	1	1
		100,000 円～300,000 円以下	1	1	1
	合計	5	5	5	

令和 6 年度 (第 5 中期開 始)	ペイジー 決済	30,000 円未満	28	8	68
		ゆうちょ銀行かつ 30,000 円以上 50,000 円未満	1	1	1
		ゆうちょ銀行かつ 50,000 円以上	1	1	1
		合計	30	10	70
	コンビニ 決済	3,000 円未満	1	1	1
		3,000 円～10,000 円未満	1	1	1
		10,000 円～30,000 円未満	1	1	1
		30,000 円～100,000 円未満	1	1	1
		100,000 円～300,000 円以下	1	1	1
合計		5	5	5	
令和 7 年度 (本格 稼働)	ペイジー 決済	30,000 円未満	250	28	580
		ゆうちょ銀行かつ 30,000 円以上 50,000 円未満	5	1	10
		ゆうちょ銀行かつ 50,000 円以上	5	1	10
		合計	260	30	600
	コンビニ 決済	3,000 円未満	50	6	80
		3,000 円～10,000 円未満	10	1	10
		10,000 円～30,000 円未満	5	1	5
		30,000 円～100,000 円未満	4	1	4
		100,000 円～300,000 円以下	1	1	1
		合計	70	10	100
	令和 8 年度	ペイジー 決済	30,000 円未満	260	38
ゆうちょ銀行かつ 30,000 円以上 50,000 円未満			5	1	10
ゆうちょ銀行かつ 50,000 円以上			5	1	10
合計			270	40	800
コンビニ 決済		3,000 円未満	55	6	150
		3,000 円～10,000 円未満	15	1	40
		10,000 円～30,000 円未満	5	1	5
		30,000 円～100,000 円未満	4	1	4
		100,000 円～300,000 円以下	1	1	1
		合計	80	10	200

令和9 年度	ペイジー 決済	30,000 円未満	270	43	980
		ゆうちょ銀行かつ 30,000 円以上 50,000 円未満	5	1	10
		ゆうちょ銀行かつ 50,000 円以上	5	1	10
		合計	280	45	1000
	コンビニ 決済	3,000 円未満	60	6	200
		3,000 円～10,000 円未満	20	1	90
		10,000 円～30,000 円未満	5	1	5
		30,000 円～100,000 円未満	4	1	4
		100,000 円～300,000 円以下	1	1	1
		合計	90	10	300
令和 10年 度 (第5 中期終 わり)	ペイジー 決済	30,000 円未満	290	48	1180
		ゆうちょ銀行かつ 30,000 円以上 50,000 円未満	5	1	10
		ゆうちょ銀行かつ 50,000 円以上	5	1	10
		合計	300	50	1200
	コンビニ 決済	3,000 円未満	70	6	350
		3,000 円～10,000 円未満	20	1	40
		10,000 円～30,000 円未満	5	1	5
		30,000 円～100,000 円未満	4	1	4
		100,000 円～300,000 円以下	1	1	1
		合計	100	10	400

※いずれも推定件数。手数料の支払いは本件数に縛られるものではなく、実績に応じたものとする。なお、印紙代については実際にかかった費用について請求するものとする。(入札時は考慮不要)

8. 業務遂行における特記事項

(1) 基本

受注者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 本業務の遂行に当たり、業務の継続を第一に考え、善良な管理者の注意義務をもって誠実に行うこと。

- ② 本業務に従事する要員は、PMDA と円滑なコミュニケーションを行う能力と意思を有していること。
- ③ 本業務の履行場所を他の目的のために使用しないこと。
- ④ 本業務に従事する要員は、履行場所での所定の名札の着用等、従事に関する所定の規則に従うこと。
- ⑤ 要員の資質、規律保持、風紀及び衛生・健康に関すること等の人事管理並びに要員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負うこと。

受注者は、本業務の履行に際し、PMDA 担当者からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じること。また、修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応すること。

(2) 知的財産権

知的財産の帰属は、以下のとおり。

- ① 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)は、受注者が本件のシステム開発の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、PMDA が所有する等現有資産を移行等して発生した権利含めてすべて PMDA に帰属するものとする。
- ② 本件に係り発生した権利については、受注者は著作権、著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に PMDA へ報告し、承認を得ること。
- ⑤ 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら PMDA の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、PMDA は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者にゆだねる等の協力措置を講ずる。

- ⑥ なお、受注者の著作または一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示するとともに、受注者の責任において著作者等の承認を得るものとし、PMDAに提出する際は、その旨併せて報告するものとする。

(3) 入札参加要件

- ① 応札時には、十分に細分化された見積り根拠資料の即時提出が可能であること。
- ② なお、応札後に PMDA が見積り根拠資料の提出を求めた際、即時に提出されなかった場合には、契約を締結しないことがある。

(4) 入札制限

本業務の入札制限は以下の通り。

- ① 情報システムの調達に公平性を確保するために、以下に示す事業者は本調達に参加できない。
 - イ) PMDACIO 補佐が現に属する、又は過去2年間に属していた事業者等
 - ロ) 本業務の調達仕様書の作成に直接関与した事業者等
 - ハ) イ～ロの親会社及び子会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社をいう。以下同じ。)
 - ニ) イ～ロと同一の親会社を持つ事業者
 - ホ) イ～ロから委託を受ける等緊密な利害関係を有する事業者
 - ヘ) 過去5年の PMDA との機器調達に関する契約において、調達仕様書に記載された納入期限より2ヶ月以上遅延したことがある事業者
- ② 応札者は、法人格を持つ事業体とする。また「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。

(5) 再委託

- ① 受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に申請し、承認を受けること。申請にあたっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を

作成の上、受注者と再委託先との委託契約書の写し及び委託要領等の写しを PMDA に提出すること。

- ② 受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA に報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこと。

(6) 機密保持

本業務を実施する上で必要とされる機密保持に係る条件は、以下のとおり。

- ① 受注者は、受注業務の実施の過程で PMDA が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ。)、他の受注者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用または第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 受注者は、本受注業務を実施するにあたり、PMDA から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - イ) 複製しないこと。
 - ロ) 用務に必要ななくなり次第、速やかに PMDA に返却すること。
 - ハ) 受注業務完了後、上記情報を削除または返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を PMDA へ提出すること。
 - ニ) 応札希望者についても上記に準ずること。
 - ホ) 「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守しなければならない。
 - ヘ) 機密保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。

(7) 契約不適合

- ① 受注者は本業務の納入成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。本業務の最終検収後1年以内の期間において、委託業務の納入成果物に関して仕様書と異なる、または契約目的に照らして通常期待される条件を満たしていない等本システムの正常な稼動等に関わる契約不適合の疑いが生じた場合であって、PMDA が必要と認めた場合は、受注者は速やかに契約不適合の疑いに関して調査し回答すること。調査の結果、納入成果物に関して契約不適合等が認められた場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。なお、修正を実施する場合においては、修正方

法等について、事前に PMDA の承認を得てから着手すると共に、修正結果等について、PMDA の承認を受けること。

- ② 受注者は、契約不適合責任を果たす上で必要な情報を整理し、その一覧を PMDA に提出すること。契約不適合責任の期間が終了するまで、それら情報が漏洩しないように、ISO/IEC27001 認証(国際標準規格)又は JISQ27001 認証(日本産業規格)に従い、また個人情報を取り扱う場合には JISQ15001(日本産業規格)に従い、厳重に管理をすること。また、契約不適合責任の期間が終了した後は、速やかにそれら情報をデータ復元ソフトウェア等を利用してもデータが復元されないように完全に消去すること。データ消去作業終了後、受注者は消去完了を明記した証明書を作業ログとともに PMDA に対して提出すること。なお、データ消去作業に必要な機器等については、受注者の負担で用意すること。

(8) 遵守事項

本業務を実施するにあたっての遵守事項は、以下のとおり。

- ① 受注者は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成26年度版)」(平成26年5月19日、情報セキュリティ政策会議第39回会合)に定めるほか、PMDA が定める情報セキュリティの規定を遵守すること。
- ② PMDA へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。
- ③ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規を遵守することはもとより、下記の PMDA 内規程を遵守すること。
 - イ) 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程
 - ロ) 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 個人情報管理規程
- ④ 受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施するとともに、これらの実施状況について、PMDA が定期又は不定期の検査を行う場合においてこれに応じること。万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順等を明確にするとともに、事前に PMDA に提出すること。また、そのような事態が発生した

場合は、PMDA に報告するとともに、当該手順等に基づき可及的速やかに修復すること。

(9) 作業場所

受注業務の作業場所は、PMDA 内、又は日本国内で PMDA の承認した場所で作業すること。PMDA 内での作業においては、必要な規定の手続を実施し承認を得ること。なお、必要に応じて PMDA 職員は現地確認を実施できることとする。

(10) 環境への配慮

環境への負荷を低減するため、以下に準拠すること。

- ① 本件に係る納入成果物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成15年7月16日法律第119号)に基づいた製品を可能な限り導入すること。

9. 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 BPR・DX推進室 斉藤

電話:03(3506)9600

Email:saito-takashi●pmda.go.jp

(※迷惑メール防止対策のため●を半角のアットマークに置き換えてください。)